十五　法執行による監視又は分析を行うために特別に設計又は改造したプログラムであって、次のイ及びロの機能を実現するもの（第一項第五号、同項第六号、同項第八号若しくは本項第二号又は本号ハからトのいずれかに該当するもののために専用に設計又は改造したプログラムを除く。）

イ　通信サービスプロバイダから、ハンドオーバーインターフェースを用いて取得した通信内容又はメタデータに対して、ハードセレクターに基づいて検索を実行するもの

ロ　通信内容若しくはメタデータ又はイの検索に基づき、関係する人的ネットワークの解析又は狙った個人の動きを追跡するもの

ハ　課金目的

ニ　ネットワークのサービス品質管理（ＱｏＳ）

ホ　利用者の体感品質管理（ＱｏＥ）

ヘ　仲介装置

ト　モバイル決裁又は銀行業務

十六　第十五号のプログラムの設計、製造又は使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）

３・４　［略］

第二十二条～第二十四条　［略］

第二十五条　［略］

２　［略］

３　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ～リ　［略］

ヌ　ファンブレードであって、次の（一）及び（二）に該当するもの

（一）　真空又はガスのみからなる閉鎖キャビティを一以上有し、閉鎖キャビティの体積の合計がファンブレードの総体積の二〇パーセント以上のもの

（二）　体積が五立方センチメートル以上の閉鎖キャビティを一以上有するもの

ル～ヲ　［略］

三・四　［略］

４・５　［略］

第二十六条　［略］

一・二　［略］

三　技術であって、当該技術を用いることによって、ある貨物が第十三条第八項に該当する貨物の有する機能を発揮できるように特に設計したもの

第二十七・第二十八条　［略］

別表第二・別表第三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［新設］

３・４　［略］

第二十二条～第二十四条　［略］

第二十五条　［略］

２　［略］

３　外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一　［略］

二　ガスタービンエンジンの部分品であって、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ～リ　［略］

ヌ　中空のファンブレード

［新設］

ル～ヲ　［略］

三・四　［略］

４・５　［略］

第二十六条　［略］

一・二　［略］

三　技術であって、当該技術を用いることによって、ある貨物が第十三条第十項に該当する貨物の有する機能を発揮できるように特に設計したもの

第二十七・第二十八条　［略］

別表第二・別表第三　［略］

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年一月二十七日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

２　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。